**【テーマ3】　障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します**

|  |  |
| --- | --- |
| **めざす方向** | **◆「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進し、支援を必要とする幼児児童生徒の増加や多様化に対応した教育環境の整備をすすめます。****◆障がいのある子どもの自立と社会参加の促進に向け、関係機関と連携し、就労をはじめとした支援体制を充実します。****◆「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用を促進し、幼・小・中・高の発達段階の連続性を大切にした一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実します。****◆関係部局が連携し、発達障がいのある子どもへの一貫した支援を充実します。** |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **支援を必要とする児童生徒の増加や多様化に対応した環境整備** |  |  |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H30.3月末時点）＞** |
|  | **■「大阪府の支援教育の今後の方向性について」の具体化**・大阪市域を含む府内全域の知的障がい支援学校に在籍する児童生徒数の将来推計の結果を踏まえ、知的障がいのある児童生徒の今後の教育環境のあり方について、平成29年度中をめどに対応策を検討します。■**高校における障がいのある生徒の学習機会の充実**＊知的障がいのある生徒の教育環境整備事業・高等学校における「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するため、「知的障がい生徒自立支援コース」と「共生推進教室」の取組みを進め、知的障がいのある生徒の後期中等教育の充実を図ります。＊高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備事業　・平成30年度から実施する高等学校における通級指導について、障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導を行う特別の教育課程の編成・実施について検討します。**■府立支援学校教員の専門性の向上**＊教職員研修事業 教員免許法認定講習・特別支援学校の小学部については、引き続き、特別支援学校教諭免許状の取得を受験の要件とし、中学部・高等部についても、引き続き、採用後3年以内に免許状を取得することを受験案内に明記します。また、特別支援学校教諭免許状の認定講習及び第2認定講習（国事業を活用）を開催し、免許申請に必要な単位を1年間で修得できる環境を整え、免許状未保有教員の免許取得を促進します。■**障がいのある生徒の高校生活をサポートするための人材の配置**＊障がいのある生徒の高校生活支援事業・府立高校において、障がいのある生徒と障がいのない生徒の「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するため、エキスパート支援員(\*11)等を希望する全府立高校に配置し、教育環境を整備します。 | ◇成果指標（アウトカム）＊あり方検討を踏まえ、支援学級、通常の学級、支援学校、自立支援推進校(\*9)・共生推進校(\*10)における連続性のある「多様な学びの場」の教育環境を一層充実させ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育を進めます。◇活動指標（アウトプット）＊これまでの取組みの課題分析や成果検証を踏まえて、今後の制度のあり方について検討を進め、障がいのある生徒の学習機会の充実を図ります。◇成果指標（アウトカム）＊高等学校における通級指導について、国事業を活用して研究を進め、平成30年度から円滑に実施する準備を進めます。◇活動指標（アウトプット）＊府立支援学校に働きかけ、認定講習及び第2認定講習等受講により必要単位の履修をさせ、毎年度300人以上の新規免許取得者を出すことにより、平成32年度までに免許保有率100％をめざします。◇成果指標（アウトカム）＊臨床心理士を全校に配置し、障がいのある生徒への対応及び教職員へのコンサルテーション等を行うなど、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学校生活支援をめざします。  | ○「大阪府の支援教育の今後の方向性について」の具体化・平成29年３月に公表した府立支援学校における知的障がい児童生徒数の将来推計の結果を踏まえ、平成30年３月に 「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」を策定し公表した。○高校における障がいのある生徒の学習機会の充実＊知的障がいのある生徒の教育環境整備事業・自立支援推進校・共生推進校について、平成28年度末に取りまとめた成果検証を踏まえて、平成30年度知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜において、府立枚方なぎさ高校、府立松原高校、府立貝塚高校において募集人員を１人増やし4人とした。・自立支援推進校・共生推進校の校長を対象とした連絡会で、平成28年度末にまとめた成果検証を共有し、「生徒にとって居心地の良い学校づくり」をテーマに協議した。・実務担当者や養護教諭を対象とした、障がいのある生徒への指導・支援のノウハウに関する学習会を開催した。＊高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備事業・国事業を活用し、府立高校１校において、通級指導を実施しつつ、今後の通級指導に係る対象とする生徒の決定方針や、対象生徒への指導内容について協議を進めた。・平成30年度に府立高校2校に通級指導教室を設置することを決定し公表した。○府立支援学校教員の専門性の向上＊教職員研修事業　教員免許法認定講習・認定講習（6科目）を開講した。（１科目は台風による暴風警報発令により中止）受講者数：府立支援学校教員1,097名（参考）平成28年度：944名・第2認定講習（3科目）を開講した。　受講者数：府立支援学校教員764名（参考）平成28年度：618名・単位修得証明書発行後に、免許申請要件を具備する教員に対し、年度中の免許申請を促すとともに、平成30年度認定講習の日程を示し、まだ単位修得が修了していない教員への認定講習受講を促す通知を発出した。・新規免許取得者数　143名（平成29年度末現在免許状申請中の者を含む）〇障がいのある生徒の高校生活をサポートするための人材の配置**・**全ての府立高校に臨床心理士（エキスパート支援員）を配置し、また、要望があった府立高校に対して、学校生活支援員（介助員、学習支援員）や看護師を配置した。 |
| **就労を通じた社会的自立支援の充実** |  |  |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H30.3月末時点）＞** |
|  | **■就労支援・キャリア教育の強化**・大阪市から移管された支援学校の知的障がいのある生徒が学ぶ高等部に「職業コース」を設置するとともに、府立の支援学校（44校2分校）で、就労支援をはじめとするそれぞれのノウハウを共有し、各校における教育活動をさらに充実していきます。＊教育課程改善事業　・支援学校における職業教育・キャリア教育充実を図るため、大阪市から移管された知的障がい支援学校2校を指定し、各学部の教育課程の見直しを図り、授業改善とともに就労意欲の向上、就職率のアップを図ります。**■関係部局等との連携による就労支援の充実**・関係部局や関係機関との連携を強化し、職場実習などの就労支援体制の充実に努めます。 | ◇成果指標（アウトカム）＊知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率35％をめざします。（参考）平成28年度　26.2％（全国33.0％）◇活動指標（アウトプット）＊関係部局や企業と連携した勉強会、学校見学セミナー、就労支援研修を実施し、府立支援学校における就労支援の充実を図ります。 | ■就労支援・キャリア教育の強化・年間４回の高等学校進路研究会支援学校部会に参加し、府立支援学校進路指導主事に対する情報提供、指導助言をおこなった。・府内８地域ブロックで年間2～3回開催される進路指導関係機関連絡会議に参加し、地域の福祉・労働機関への情報発信や情報共有を行い、支援学校等生徒の就職率の向上や卒業生の職場定着について連携した。・知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率　　　平成29年度　29.1％（速報値）〔全国の就職率（速報値）は、平成30年６月頃公表予定）・難波支援学校、東住吉支援学校の2校に「職業コース」を設置した。また、昨年度「職業コース」を設置した生野支援学校、東淀川支援学校を含む４校の視察を行い、進捗状況の確認と指導助言を行った。＊教育課程改善事業・国事業を活用した教育課程改善事業において、生野支援学校、東淀川支援学校をモデル校とし、授業改善アドバイザーを配置し、教育課程の見直しと授業改善に取り組んだ。また、教育課程改善事業連絡会議を２回開催し、各校の取り組み内容及び進捗を共有するとともに、次年度に向けた指導助言を行った。○関係部局等との連携による就労支援の充実・3部局による勉強会を実施し、卒業後の定着支援についてのグループワークを行った。・3部局連携による企業を対象とした学校見学会を府立高等支援学校4校で実施した。・㈱セブン-イレブン・ジャパンと連携した支援学校等生徒と教員を対象とした就労支援研修Ⅰを2回実施した。・就労支援の経験3年未満の教員を対象に、就労支援研修Ⅱを3回実施した。 |
| **一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実** |  |  |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H30.3月末時点）＞** |
|  | **■「個別の教育支援計画」の作成と活用促進**・学校において障がいのある児童生徒の「個別の教育支援計画」の作成と活用に取り組みます。は、公私双方を対象とする取組み・就学前施設や公立小・中学校から支援学校に入学する児童生徒の「個別の教育支援計画」等を引き継ぎ、活用を促進します。**■「高校生活支援カード」**(\*12)**の作成・活用**・高校生活に不安を感じている生徒や理解されにくい障がいである発達障がいのある生徒、またはその特性のある生徒等の状況やニーズを入学時に把握し、指導・支援するため、すべての府立高校で「高校生活支援カード」を作成し、活用を促進します。■**支援学校のセンター的機能等の発揮**＊支援教育地域支援整備事業・支援教育の推進のため、府立支援学校の教員であるリーディングスタッフ等による私立学校を含めた地域の小・中学校等への巡回相談活動を行います。は、公私双方を対象とする取組み＊高等学校支援教育力充実事業・高等学校に在籍する知的障がいや発達障がいのある生 への教科指導等の充実を図るために、支援要請校へ訪問・来校相談を実施するとともに、実践報告会等を開催します。**■看護師の配置**\*市町村医療的ケア体制整備推進事業**・**地域の小・中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒の教育の保障の充実を図るため、看護師を配置する市町村へ、その経費の一部を補助します。\*高度医療サポート看護師配置事業・府立支援学校に在籍する高度な医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するための看護師配置を行い、高度な医療的ケアを必要とする子どもの学校生活をサポートします。\*医療的ケア実施体制構築事業**・**府立支援学校において、医療的ケアを実施する看護師が人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含め、安心して医療行為が出来るように医療的ケア実施体制の充実を図ります。■**障がい者理解の促進**＊交流及び共同学習推進事業・府内5地域にモデル校を設置し、府立支援学校の幼児・児童生徒が、地域の幼・小・中・高等学校と、障がい者スポーツや文化・芸術を通した交流及び共同学習を計画的に実施し、障がい者理解をすすめます。 | ◇成果指標（アウトカム）＊すべての公立小・中学校の通常の学級で取組みを進めます。＊府立高校に在籍する障がいのある児童生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成に取り組む学校の割合を増やします。（参考）平成28年度公立小・中学校の支援学級における取組み 100％公立小・中学校の通常の学級における取組み 96.5％　 府立高校における取組み　　　　　　　　　　 66.7％＊支援学校に入学する児童生徒のうち、就学前施設から小学部への入学時、小学校から中学部への入学時、中学校から高等部への入学時それぞれの「個別の教育支援計画」等の引継ぎを10ポイント程度向上させることをめざします。（参考）平成28年度　　　　　就学前施設から小学部1年生　71.8％　　　　　　小学校から中学部1年生　　　　69.6％　　　　　中学校から高等部1年生　　　　65.6％＊学校生活支援員を配置している府立高校で、個別の教育支援計画の作成を100％にします。（参考）　平成28年度　　88．0％◇成果指標（アウトカム）＊リーディングスタッフ等の相談活動等などにより、小・中学校等の教職員や保護者の教育的ニーズに対応できる体制整備を図り、府内の支援教育の向上に努めます。＊自立支援推進校等から指定する支援教育サポート校の担当教員が、高校へ訪問・来校相談等を実施することにより、高等学校における支援教育力の充実を図ります。◇活動指標（アウトプット）＊医療的ケアの必要な児童生徒が、地域の小・中学校で安全・安心に学ぶことができるよう教育環境の整備を図ります。◇成果指標（アウトカム）＊高度な医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する支援学校2校に高度医療サポート看護師を配置し、医療的ケアの必要な児童生徒の自立の観点から、一人ひとりの障がいの状況を踏まえ、保護者の付き添いを可能な限りなくしていきます。◇成果指標（アウトカム）＊学校看護師のスキルアップを図り、また、児童生徒の主治医を中心に医療機関との連携を深めることにより、支援学校において安心安全に児童生徒を受け入れるための体制を構築します。◇活動指標（アウトプット）＊モデル校が、地域の幼・小・中・高等学校と連携し、年間3回の障がい者スポーツ、文化・芸術を通した交流及び共同学習を実施します。併せて計画・実施・評価・改善のサイクルを検証し、障がいのある幼児・児童生徒と、障がいのない幼児児童生徒の双方に教育効果をもたらす学習モデル案を作成します。 | ○「個別の教育支援計画」の作成と活用促進・「個別の教育支援計画」の作成率（H30.1府調査）は、支援学級、通常の学級とも100％となり、通常の学級においては、前年度の同時期と比べて、3.5ポイント向上した。平成29年度公立小・中学校の支援学級における取組み 100％公立小・中学校の通常の学級における取組み 100％　 府立高校における取組み　　　　　　　　　　 71.0％・支援学校に入学する児童生徒のうち、就学前施設から小学部への入学時、小学校から中学部への入学時、中学校から高等部への入学時それぞれの「個別の教育支援計画」等の引継ぎ　平成29年度就学前施設から小学部1年生　　76.0％　小学校から中学部1年生　　　　　68.7％中学校から高等部1年生　　　　　72.9％・市町村別、地域ブロック（8ブロック）別の引継ぎ率を地域支援リーディングスタッフ実践協議会にて提示。特に各段階での引継ぎ率が低かったブロックに対しては、地域ブロック会議にて引継ぎ率向上に向けて関係市町村教委と具体的な対策を協議するよう指導した。〇「高校生活支援カード」(\*12)の作成・活用・全ての府立高校で、高校生活支援カードの作成と活用を行った。・「高等学校における⽀援教育推進フォーラム」で活用状況の実践報告を行った。 　　　　　　参加者数：約400名○支援学校のセンター的機能等の発揮＊支援教育地域支援整備事業・地域の小・中学校等からの支援教育に関する多様なニーズに即応できるよう府立支援学校44校1分校に地域支援リーディングスタッフ（以下LS）を配置。・LS実践協議会を3回実施した。第1回及び第2回では、地域の支援教育力の充実やLSの専門性の向上・継承等の課題について、班別で対応策の検討を行った。第3回では、提案のあった地域支援整備事業専用ホームページの立ち上げや、私立学校園との更なる連携等について、次年度以降継続的に検討・検証を行うこととした。＊高等学校支援教育力充実事業・支援教育サポート校が、高校からの相談に対し支援を行った。　　　　　　　　　　　談：39校98件　講演等：19回・「支援教育サポート校実践報告会」で取組成果を報告した。　　　　　　　　　　　　　　　　　　参加者数：約200名・「高等学校における⽀援教育推進フォーラム」で、学校の支援教育の優れた取組みを共有した。参加者数：約400名○看護師の配置　＊市町村医療的ケア体制整備推進事業・医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する小・中学校（131校）に看護師を配置する28市町が同事業を活用した。・府内全市町村の支援教育担当指導主事を対象に、医療的ケアの体制整備に係る研究協議を実施した。＊高度医療サポート看護師配置事業・高度な医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する支援学校2校に高度医療サポート看護師を1人ずつ配置し、計6人の人工呼吸器を必要とする児童生徒について、保護者の付き添いなしに学校生活を送ることを可能とした。\*医療的ケア実施体制構築事業・学校看護師のスキルアップについては、府教育庁主催の応用研修会、看護師専門研修会の他、府福祉部や看護師配置校長会と連携し、研修参加の機会を確保した。・国の「医療的ケア実施体制構築事業」を活用し、上記研修の他、重点校3校について医師の泊行事同行（年1回）を含む学校巡回の機会（学期に2回程度）を確保する等、医療機関との連携を深め、可能な限り保護者の付き添いなしに学校生活を送ることができるよう、安全安心な校内体制の構築を図った。○障がい者理解の促進＊交流及び共同学習推進事業・モデル校3校で障がい者スポーツ、2校で文化芸術を通した交流及び共同学習を年間３回以上実施した。モデル校５校合計で交流校41校と72回の交流及び共同学習を実施・事前打ち合わせシートや評価シートの作成、ICT機器を活用したTV会議システムの活用など、効果的な学習モデルを検討した。 |
| **発達障がいのある幼児児童生徒への支援** |  |  |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H30.3月末時点）＞** |
|  | **■通常の学級に在籍する発達障がいのある幼児児童生徒への支援**＊特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業・支援教育の視点をふまえた効果的な学校経営の在り方の研究を進めるため、大学教授等の専門家をスーパーバイザーとして事業実施校に派遣します。＊高等学校支援教育力充実事業 〔再掲〕・高等学校に在籍する知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導等の充実を図るために、支援要請校へ訪問・来校相談を実施するとともに、実践報告会等を開催します。は、公私双方を対象とする取組み | ◇活動指標（アウトプット）＊スーパーバイザーを事業実施校（府内3校）に派遣することにより、支援教育の視点を踏まえた効果的な学校運営の在り方について研究し、発達障がい等のある児童生徒への支援が組織的に取り組まれるよう進めます。＊自立支援推進校等から指定する支援教育サポート校の担当教員が、高校への訪問相談等を実施することにより、高等学校における支援教育力の充実を図ります。 | ○通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒への支援＊特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業・貝塚市、柏原市、富田林市の各指定校に大学教授を学校経営スーパーバイザーとして15回派遣し、指導・助言した。・学校経営スーパーバイザーを招聘し、支援教育の視点を踏まえた効果的な学校運営の在り方について、公私立小・中学校等の教職員を対象に講演会を開催した。参加者数：377名＊高等学校支援教育力充実事業〔再掲〕・支援教育サポート校が、高校からの相談に対し支援を行った。　　　　　　　　　　相談：39校98件　講演等：19回・「支援教育サポート校実践報告会」で、取組成果を報告した。 　　　　　　　　　　　　　　　　　参加者数：約200名・「高等学校における⽀援教育推進フォーラム」　で、学校の支援教育の優れた取組みを共有した。参加者数：約400名 |

|  |
| --- |
| **【部局長コメント（テーマ３総評）】**自己評価 |
| **＜取組状況の点検＞**  | **＜今後の取組みの方向性＞**　自己評価 |
| **■支援を必要とする児童生徒の増加や多様化に対応した環境整備**当初の目標をほぼ達成することができました。・平成29年３月に公表した府立支援学校における知的障がい児童生徒数の将来推計の結果を踏まえ、 「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」を策定しました。・高校における障がいのある生徒の学習機会の充実については、知的障がい生徒自立支援コースの募集人員増や、平成30年度からの府立高校2校における通級指導教室設置に向けた検討、準備をすすめました。・府立支援学校教員の専門性の向上については、「毎年度300人以上の新規免許取得者を出す」という当初の目標は達成できませんでしたが、認定講習等受講機会の拡大や受講促進等により、免許未保有者の約7割が免許状取得に向けた動きを始めており、今後、顕著な保有率の向上が期待できます。・障がいのある生徒の高校生活をサポートするための人材の配置については、当初の予定どおり実施しました。**■就労を通じた社会的自立支援の充実**当初の目標を一部達成することができました。・新たに2校に職業コースを設置するとともに、各校の取組みの強化を支援しました。・「知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率35％をめざす」という当初の目標は達成できませんでしたが、昨年度より2.9ポイント向上しました（速報値）。・教育課程改善事業については、事業開始が12月となったものの、モデル校２校に授業改善アドバイザーを配置し、授業観察を行うなど課題整理を行いました。・関係部局等との連携による就労支援の充実については、当初の目標を達成することができました。**■一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実**　当初の目標を一部達成することができました。・支援学級、通常の学級ともに個別の教育支援計画の作成率が100％を達成するなど、「個別の教育支援計画」の作成と活用に取り組む学校の割合が向上しました。・支援学校に入学する児童生徒の「個別の教育支援計画」等の引継ぎ率については、昨年度より、就学前施設から小学部への引継ぎ率は4.2ポイント向上、中学校から高等部への引継ぎ率は7.3ポイント向上しましたが、依然、引継ぎ率が5割に満たない市町村があったため、各段階で10ポイント以上向上させるという目標は達成できませんでした。・全ての府立高校で、「高校生活支援カード」の作成・活用が行われました。・支援学校のセンター機能等の発揮については、当初の目標を達成することができました。・地域の小・中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒の教育環境の整備については、国の補助制度を前提とした国・府・市町村の役割分担を踏まえ「市町村医療的ケア体制整備推進事業」の在り方について検討しました。・障がい者理解の促進については、当初の目標を達成することができました。**■発達障がいのある幼児児童生徒への支援**当初の目標を達成することができました。・府内３市（貝塚市、柏原市、富田林市）の各指定校に大学教授を学校経営スーバーバイザーとして派遣し、支援教育の視点を踏まえた学校運営の在り方について指導助言を行いました。 | **■支援を必要とする児童生徒の増加や多様化に対応した環境整備**　・「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」に基づき、順次取組みを進めます。・免許保有率の向上に向けて、平成30年度開講の認定講習の日程を3月中に府立支援学校に周知し、平成30年4月当初に、免許未保有者を対象に受講希望調査を実施します。引き続き、認定講習と国事業を活用した第2認定講習を開講し、受講を強く働きかけるとともに、大阪教育大学の開講する認定公開講座や特別支援教育総合研究所の開講する認定通信講座等、免許状取得に必要な単位を修得する機会について広く情報提供を行います。**■就労を通じた社会的自立支援の充実**　・職業学科を設置する府立知的障がい高等支援学校を拠点とし、各地域で就労支援のノウハウを共有するとともに、企業と連携した就労支援研修等の実施により、企業のニーズをふまえた授業改善を行い、就職率の向上に取り組みます。さらに、関係部局等の連携による職場実習受け入れ企業開拓を進めるとともに、卒業生の職場定着支援についても進めます。・モデル校２校に配置した授業改善アドバイザーの授業改善に係る視点を全府立支援学校に共有します。あわせて、新学習指導要領の対応をふまえ、各校においてキャリア教育の観点を含んだ教育課程への見直しを進めます。**■一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実**・通級による指導を受ける児童生徒全員の「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成について、取組みを進めます。・保護者（もしくは前籍校）から確実に引き継ぐシステムを構築することが重要であるため、市町村教育委員会の支援教育担当指導主事会で引継ぎ率の現状を周知するとともに、支援教育地域支援整備事業における地域ブロック会議において、関係市町村教育委員会と引継ぎ率向上に向けた対策を協議していきます。・学校園の教職員等を対象に、個別の教育支援計画の作成・活用実践報告会を開催し、幼稚園や私立学校、高等学校での「個別の教育支援計画」作成を促進するとともに、引き継がれた計画書の効果的な活用を進めます。・先進的な取り組みを行っている学校が、フォーラムや担当者研修会などの機会に実践報告を行うことにより「高校生活支援カード」の活用を推進します。　・「市町村医療的ケア体制整備推進事業」については、看護師の確保や定着支援をめざすとともに、医療的ケアの必要な児童生徒の転入学に必要な教育環境整備にかかる経費を補助する新たな事業への移行を進めます。・高度医療サポート看護師配置事業については、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒について、保護者の付き添いなしに学校生活を送ることを可能とするための学校看護師の配置を行います。・医療的ケア実施体制構築事業については、モデル校の取組みを活かしながら、医療機関との連携体制を強化し、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するための安全安心な体制整備を推進します。**■発達障がいのある幼児児童生徒への支援**・発達障がい等支援を必要とする児童生徒に対する支援体制に必要なノウハウや効果的な学校運営の在り方について、引き続き指定校（３校）で研究を深めるとともに、その研究成果をシンポジウム等において府内に広く発信します。 |